

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年）9月4日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年9月4日

提案理由

この規則を提出したのは、湘南台地区を除く12地区において、「地域経営会議」を2009年10月1日から設置し、及びその準備事務として文書発送等を行うことに伴い、藤沢公民館及び村岡公民館に所属する職員が補助執行として地域経営会議に関する事務を行うため、所掌事務について所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月4日

藤沢市教育委員会

委員長 澁谷 晴子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第15号を第16号とし，第5号から第14号までを1号ずつ繰り下げ，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域経営会議に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) <u>地域経営会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</u></p> <p>(6) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(7) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(8) <u>くらし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</u></p> <p>(9) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) <u>街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</u></p> <p>(12) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(13) <u>道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</u></p>	<p>(生涯学習部に属する教育機関)</p> <p>第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育事業の企画及び実施</p> <p>(2) 館の管理運営及び施設の使用許可</p> <p>(3) 学習相談に関すること。</p> <p>(4) 社会教育団体活動の支援</p> <p>(5) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(6) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整</p> <p>(7) <u>くらし・まちづくり会議に関する事務の補助執行(藤沢市公民館及び村岡公民館に限る。)</u></p> <p>(8) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(9) 緑の広場の管理の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(10) 街区公園の管理及び公園愛護会に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(11) 交通安全施設の整備の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p> <p>(12) 道路施設の小規模修繕の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)</p>

(14) 地域防災に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

(15) 有償刊行物の領布の取次ぎの補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

(16) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行（村岡公民館に限る。）

(以下省略)

(13) 地域防災に関する事務の補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

(14) 有償刊行物の領布の取次ぎの補助執行（藤沢公民館及び村岡公民館に限る。）

(15) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行（村岡公民館に限る。）

(以下省略)